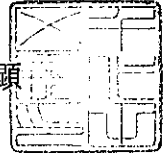


5千環景都収第937号
令和5年11月29日

千代田区都市計画審議会会長 殿

千代田区長 樋口 高 顕



令和5年度第4回千代田区都市計画審議会への付議について

千代田区都市計画審議会条例（平成12年千代田区条例第29号）第2条第1項の規定に基づき、下記の事項について審議会に付議する。

記

【審議】

- 1) 東京都市計画地区計画 九段南一丁目地区地区計画の決定
- 2) 東京都市計画第一種市街地再開発事業
九段南一丁目地区第一種市街地再開発事業の決定
- 3) 建築基準法第56条第1項第二号の規定に基づく特定行政庁が指定する区域
- 4) 東京都市計画地区計画 富士見二丁目北部地区地区計画の変更
- 5) 東京都市計画第一種市街地再開発事業
飯田橋駅中央地区第一種市街地再開発事業の決定
- 6) 東京都市計画地域冷暖房施設 大手町地区地域冷暖房施設の変更